

「通貨と銀行の将来を考える研究会」 第3.5フェーズ報告書の概要

＜事務局＞
野村総合研究所 金融イノベーション研究部

2025年4月



第3.5フェーズの問題意識と運営

「通貨と銀行の将来を考える研究会」

- 専門的な知見を有するメンバーによる研究会で議論し、その成果を報告書に集約
 - ー 海外と日本、制度と技術、民間サービスと中央銀行の役割等の多様な視点から議論
 - ー 重要な論点に関するメンバーの異なる意見を併記し、浮かび上がったメッセージを記載
- 民間事業者と政策当局との意見交換プロセスに貢献

第1フェーズ（2020年6月～）

- 中央銀行デジタル通貨（CBDC）の展望と課題を議論
→「中間報告」を公表（2021年5月）



第2フェーズ（2021年7月～）

- 日本におけるCBDCの設計・枠組みに関する案を議論
→「進捗報告」を公表（2021年12月）
→「統合報告」を公表（2022年4月）



第3フェーズ（2022年7月～）

- CBDCを含むデジタル通貨のエコシステムのイメージを議論
→「最終取り纏め」を公表（2023年5月）

研究会メンバー（第3.5フェーズ）

CITRONシステムズ	乾 泰司氏
長島・大野・常松法律事務所 パートナー	井上 聡氏
東京大学金融教育研究センター センター長	植田 健一氏
海外通信・放送・郵便事業支援機構 社長	大島 周氏
立正大学 学長	北村 行伸氏
明治大学 政治経済学部教授	小早川周司氏
神戸大学経済経営研究所 リサーチフェロー	高橋 亘氏
学習院大学 経済学部教授	清水順子氏
東京大学大学院 経済学研究科教授	福田 慎一氏
フューチャー経済・金融研究所長	山岡 浩巳氏
オリックス銀行 戦略営業第一部管掌役員補佐	吉永 幹彦氏
野村総合研究所（金融イノベーション研究部）	片山 謙
野村総合研究所（北京）	楊 晶晶
<事務局> 野村総合研究所（金融イノベーション研究部） 井上 哲也、石川 純子	

第3.5フェーズの問題意識と目的

- 「通貨と銀行の将来を考える研究会」は、約1年の休会を経て再開する運びとなった。この間にも、国内でのデジタル手段による支払・決済は、利用者、取扱事業者、提供者、関係当局のいずれの面においても様々な変化や発展をみせている。
- そこで、2024年度の下半期（第3.5フェーズ）では、当研究会によるこれまでの議論を通じて示したデジタル支払・決済の展望と実際に生じた変化や発展を対比しつつ、以下の点を明らかにすべく議論を進める。
 - 1) 当研究会が示した展望はどの程度実現しているか
 - 2) どのような点が想定外であったのか、それらはどのような理由によるのか
 - 3) 足元の変化や発展を踏まえると、将来展望はどのように変えるべきか
- これらの点について理解を共有すれば、デジタル支払・決済を望ましい形で実現するために利用者、取り扱い事業者、提供者、関係当局には、今後各々どのような対応が必要かを明らかにすることが期待される。
- 研究会の各会合では上記のような主要なステークホルダーごとの視点から議論し、2025年度初にその成果を報告書として公表するとともに、フォーラム等の形で対外的に幅広く共有する。

各会合での議論

テーマ		目的
第1回 (9月24日)	・利用者によるデジタル支払・決済の変化	・利用者の視点から、デジタル支払・決済の利用や嗜好に生じている変化や主な背景を、研究会の議論に照らしつつ明らかにする
第2回 (10月25日)	・店舗や事業法人によるデジタル支払・決済の取扱いの変化	・財やサービスを販売する店舗や事業法人の視点から、デジタル支払・決済の取扱いに生じている変化や主な背景を、研究会の既往の議論に照らしつつ明らかにする
第3回 (11月28日)	・ノンバンク／決済事業者によるデジタル支払・決済の新たな取り組み	・クレジットカードやQRコードを用いた支払・決済サービスを提供する決済事業者の視点から、デジタル支払・決済の新たな取り組みやその主な背景を、研究会の議論に照らしつつ明らかにする
第4回 (12月27日)	・銀行によるデジタル支払・決済の新たな取り組み	・預金による支払・決済を提供する銀行の視点から、デジタル支払・決済の新たな取り組みやその主な背景を、研究会の議論に照らしつつ明らかにする
第5回 (1月30日)	・政府や地方公共団体によるデジタル支払・決済の取扱いの変化	・利用者との間で公金を受払する政府や地方公共団体の視点から、デジタル支払・決済の取扱いの変化やその背景を、研究会の議論に照らしつつ明らかにする
第6回 (2月27日)	・中国におけるデジタル支払・決済の動向	・デジタル支払・決済に関する中国の動きを、研究会の議論に照らしつつ整理する
第7回 (3月26日)	・デジタルユーロの導入に向けた動き	・デジタルユーロの導入に向けた動きを、研究会の議論に照らしつつ整理する

第3.5期報告書の概要

概観

- 本報告書は、第3.5期の研究会での議論の成果に事務局による独自調査の結果を加えた内容である。
- 具体的な章立ては、研究会での議論の順序にこだわらず、内容面から以下のように再構成した。
 - ＜イントロダクション＞
 - 第1章：第3.5フェーズの運営（基本的な問題意識）
 - ＜需要側＞
 - 第2章：個人の視点（個人（利用者）によるデジタル支払・決済の変化）
 - 第3章：店舗の視点（店舗によるデジタル支払・決済の取扱いの変化）
 - 第4章：政府と地方公共団体の視点（政府や地方公共団体によるデジタル支払・決済の取組み）
 - ＜供給側＞
 - 第5章：ノンバンクの視点（ノンバンクによるデジタル支払・決済の特徴）
 - 第6章：事業法人の視点（プラットフォームを含む事業法人によるデジタル支払・決済の新たな取組み）
 - 第7章：銀行の視点（銀行にデジタル支払・決済の取組みと方向性）
 - ＜総括＞
 - 第8章：結びに代えて（将来のデジタル通貨の導入に向けた論点）
- 資料編は別冊とし、事務局が各会合で使用した資料（抜粋）に加えて、研究会メンバーが講話で使用された資料（抜粋）を編集の上で作成した。

論点	現状評価	課題や方向性
個人による多様な支払・決済手段の併用	・個人が求める特性を全て満たす支払・決済手段は存在しない。 ・人口動態やイノベーションによって状況が変わる可能性はあるが、同質的な競争を招いてきた。	・個人はメリットを享受しても、事業者には収益化が容易でないという課題が存在する。 ・事業者が規模の経済性を追求していく場合、競争促進や利用者保護等の面で規制や制度が課題となる。
個人による現金使用の残存	・個人と店舗の双方にキャッシュレス支払へのモチベーションが存在する。 ・それでも現金を使い続ける個人は一定程度存在し、今後も状況が変わらない可能性がある。	・地方で現金アクセスが困難化する兆しもあるが、現金利用に公的支援を行うべきかどうかは意見が分かれる。 ・現金をCBDCで代替すべきか、民間手段の安全性等を強化すべきかは、利用シーンとの関係等から考えることも有用である。
銀行とプラットフォームとの関係の変化	・銀行とプラットフォームとは支払サービスの面で競合関係にある。 ・もっとも、銀行はプラットフォームとの連携も模索している。	・両者の連携の動きは今後も継続すると見込まれる。 ・双方の業務範囲の枠組みや、利用者保護や金融安定のための規制も、課題が具体化していくとみられる。
官民による多様なインフラの役割	・デジタル支払・決済では、多様なインフラが重要な役割を果たしている。 ・これらは信頼性を有しているほか、規模ないし範囲の経済性の面で意義を有している。	・インフラには新規参入者とのコスト分担の課題があるほか、銀行が運営してきたインフラでは、他業態とのビジネスモデルの相違による意見の相違もが生じうる。 ・インフラの機能自体は必要としても、将来の構成や担い手は現在と異なることも考えられる。

暫定的結論

個人の視点

- ・リテール領域でのデジタル支払・決済は近年に拡大。背景はキャッシュレス支払を前提とした行動変容。
- ・クレジットカードが用途を拡大しつつ利用が拡大、QRコードもサービス関連を中心に急速に利用を拡大。電子マネーは利用額の伸びが鈍化。
- ・各手段の選択では利便性と金銭的なメリットが重要だが、受け手側による指定や支払の簡単さも無視しえない影響。
- ・現金利用は、流通残高や持ち歩き額の面で減少の兆し。ただし、現金への前向きな評価は大きく変化せず。
- ・支払・決済手段に求める特性－①持ち歩きが容易、②利用が簡単、③利用範囲が広い、④経済的メリットが高い、⑤安心して利用可能－を全て満たす手段は存在せず。
- ・利用者が現金も含む複数の手段を使い分ける状況が続く可能性。競争によって状況が変化する可能性がある一方、政策対応の必要性が生ずる可能性も存在。

店舗の視点

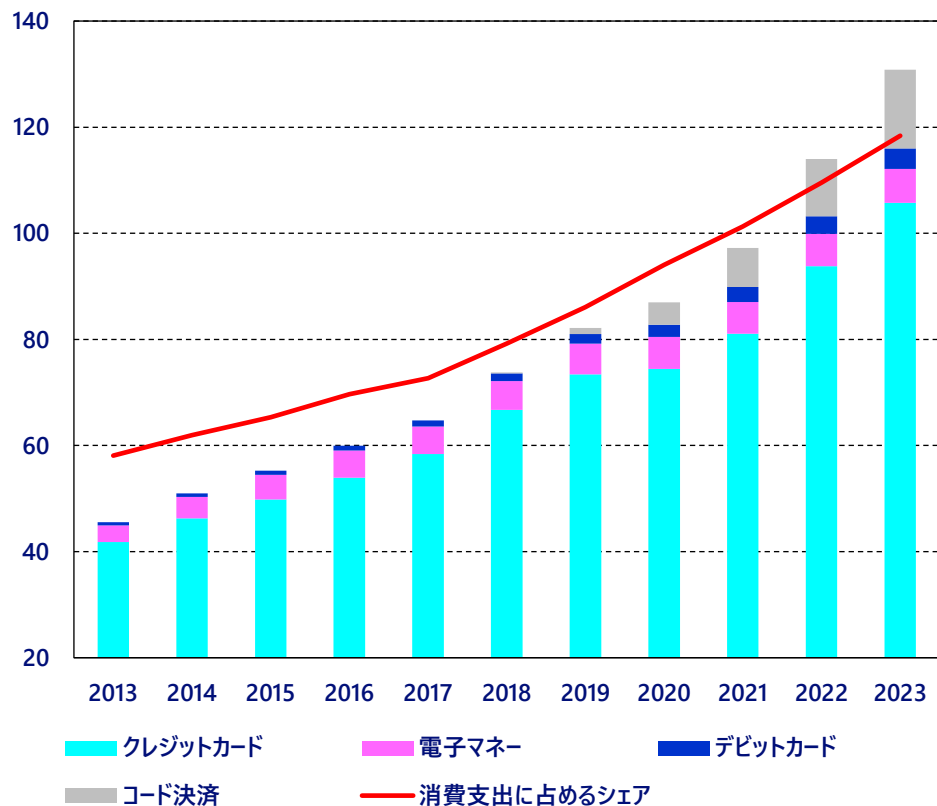
- ・デジタル支払・決済の拡大は、店舗側の負担軽減ニーズの増大や、初期費用の低下といった新たな要因によっても進展。
- ・導入の拡大には、QRコードの事業者による積極的な拡大策が競争の促進を含めて寄与。
- ・キャッシュレスを導入した店舗も、業容拡大は実現できていない可能性。決済手数料の負担や入金の時間的ラグもあり、導入に慎重な店舗が一定数存在。
- ・人手不足の深刻化等のため、キャッシュレス拡大には経済合理性が存在。ただし、現金使用が残存する下で、各店舗がメリットを享受する上では支障も残る。

< 参考 > （報告書の資料編 2-1）

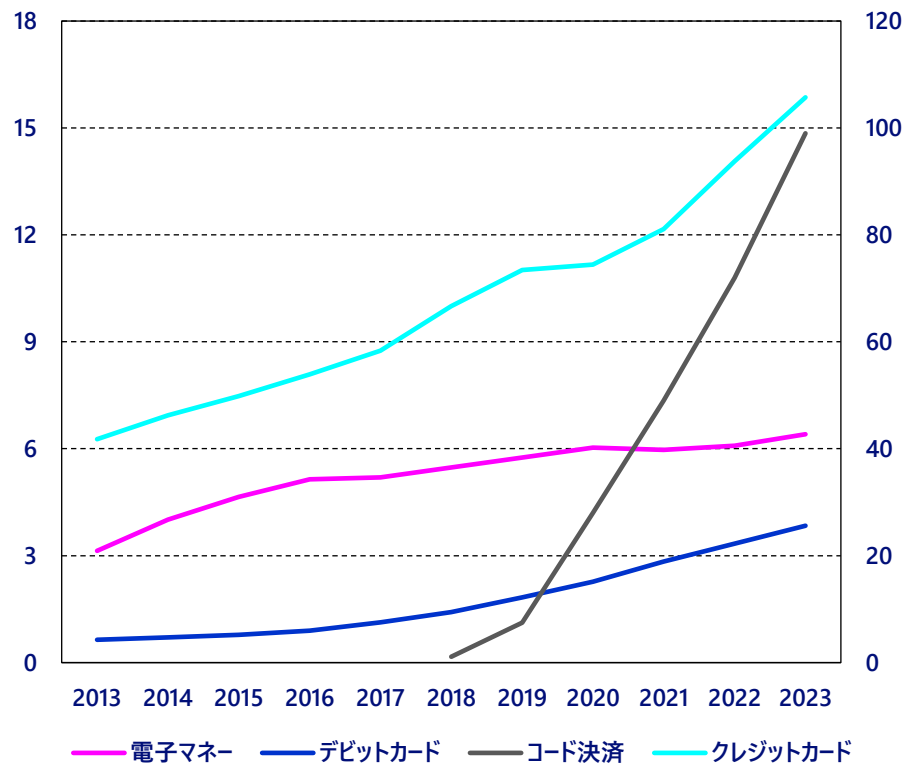
資料：日本銀行「決済統計」、日本クレジット協会「クレジット関連統計」、
キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

- キャッシュレス支払・決済の利用額は近年に増勢を強めており、2025年までに消費支出の約4割という「政策目標」をすでに達成した。手段別には、クレジットカードのプレゼンスの高さに変化はないが、コード決済の急増と電子マネーの停滞が目立つ。

手段別の利用金額（兆円）と
消費支出に占めるシェア（％・右軸）



手段別の利用金額（兆円）
（クレジットカードは右軸）



< 参考 > （報告書の資料編 2-13）

資料：野村総合研究所「家計の決済手段の選択に関するアンケート」

- 同調査の結果によれば、利用者が支払手段を選択する理由としては、クレジットカードやQRコードでは「ポイント還元率」や「普段使っている」といった重要である一方、現金や預金振替では「（受け手に）指定された」とか「支払が簡単である」といった点が大い。

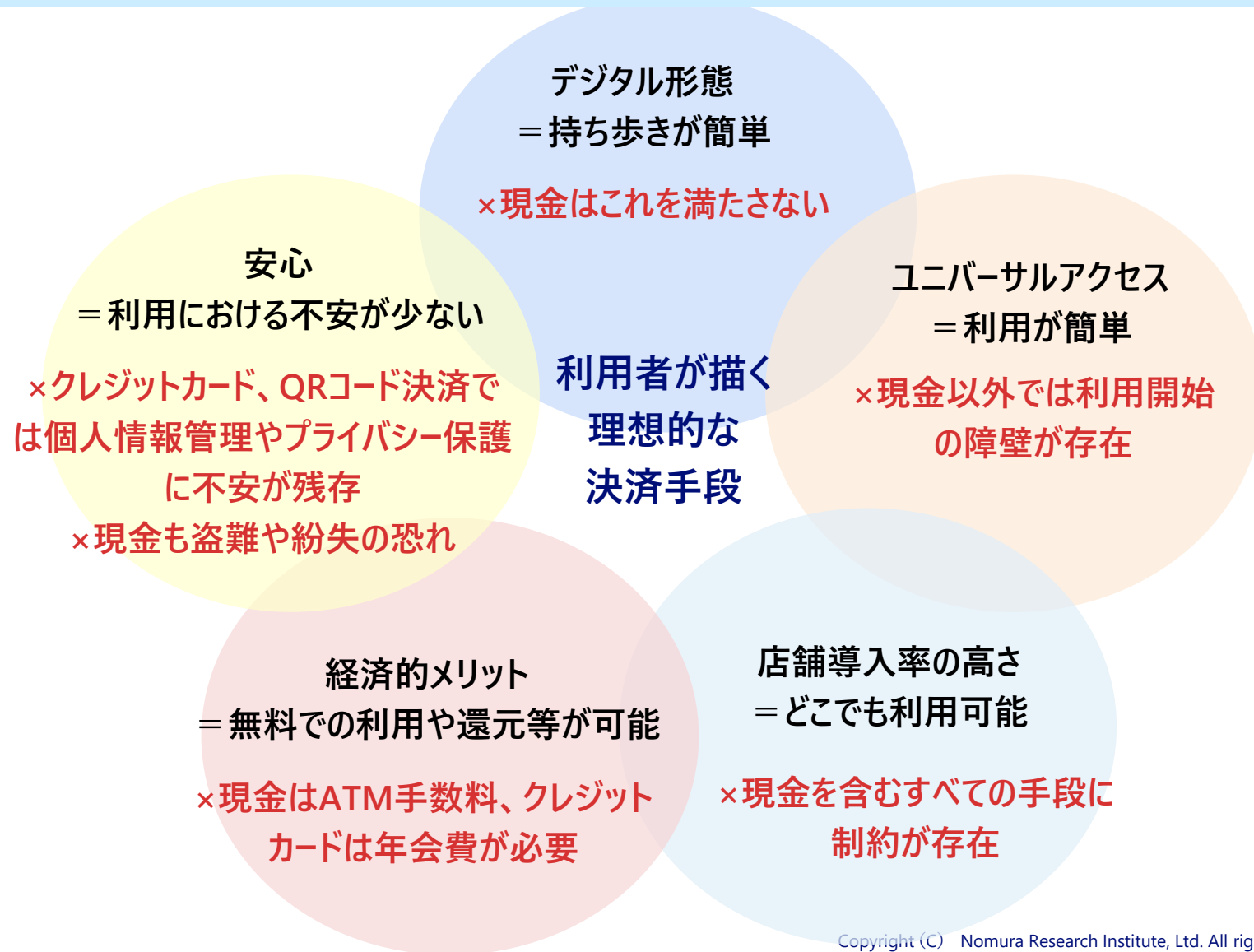
現金	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	住居費	光熱・水道費	教育費	交際費	個人間の決済	国税	地方税
各シーンにおける現金の選択順位（位）	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
その決済手段しか持っていなかったから	30%	32%	31%	33%	36%	35%	33%	36%	36%	36%
その決済手段しか選べなかったから/指定されたから	7%	7%	27%	23%	13%	25%	19%	14%	21%	20%
使いすぎの心配がないから	15%	13%	5%	6%	7%	3%	5%	5%	5%	5%

クレジットカード	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	住居費	光熱・水道費	教育費	交際費	個人間の決済	国税	地方税
各シーンにおける現金の選択順位（位）	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2
決済時に必ず貯まるポイントの還元率が他よりも高いから	37%	34%	34%	30%	31%	33%	36%	31%	27%	26%
その決済手段しか持っていなかったから	9%	9%	10%	12%	11%	13%	10%	11%	13%	13%
普段よく利用している決済手段を利用したかったから	11%	12%	10%	9%	10%	6%	10%	6%	8%	9%

QRコード	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	交際費	個人間の決済
選択した人数（人）	1237	337	181	249	252
決済時に必ず貯まるポイントの還元率が他よりも高いから	40%	38%	33%	39%	27%
簡単に支払いができるから	12%	11%	8%	10%	12%

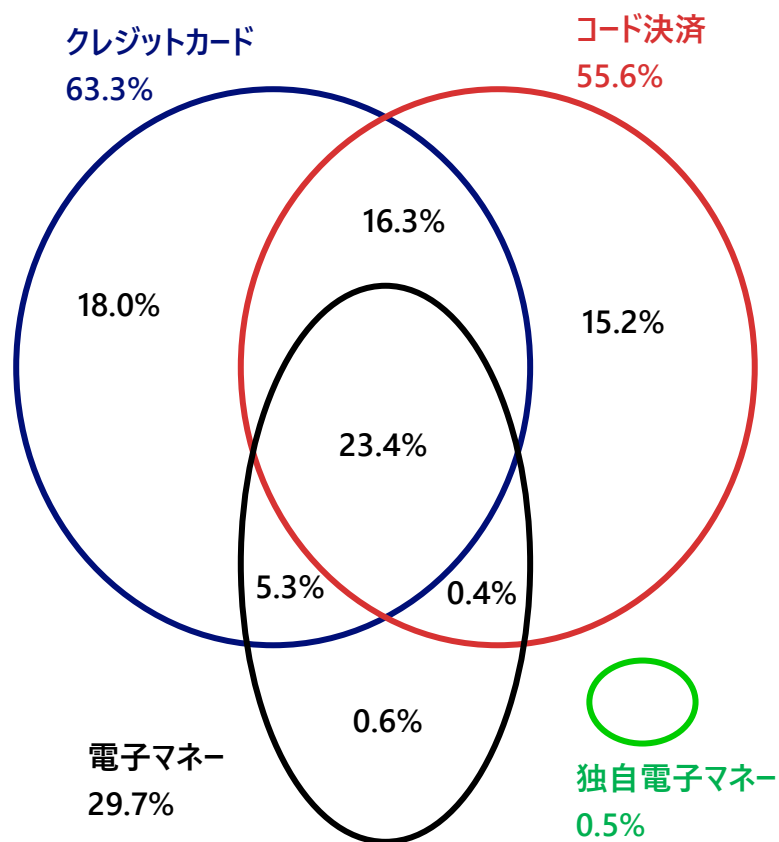
預金振替	住居費	光熱・水道費	教育費	国税	地方税
選択した人数（人）	295	376	61	292	335
その決済手段しか選べなかったから/指定されたから	38%	22%	36%	25%	25%
その決済手段しか持っていなかったから	11%	13%	11%	16%	16%
簡単に支払いができるから	10%	13%	8%	16%	15%

- 利用者からみると、少なくとも既存のキャッシュレス手段は一長一短であり、その意味で当面は併存する可能性が高いとみられる。

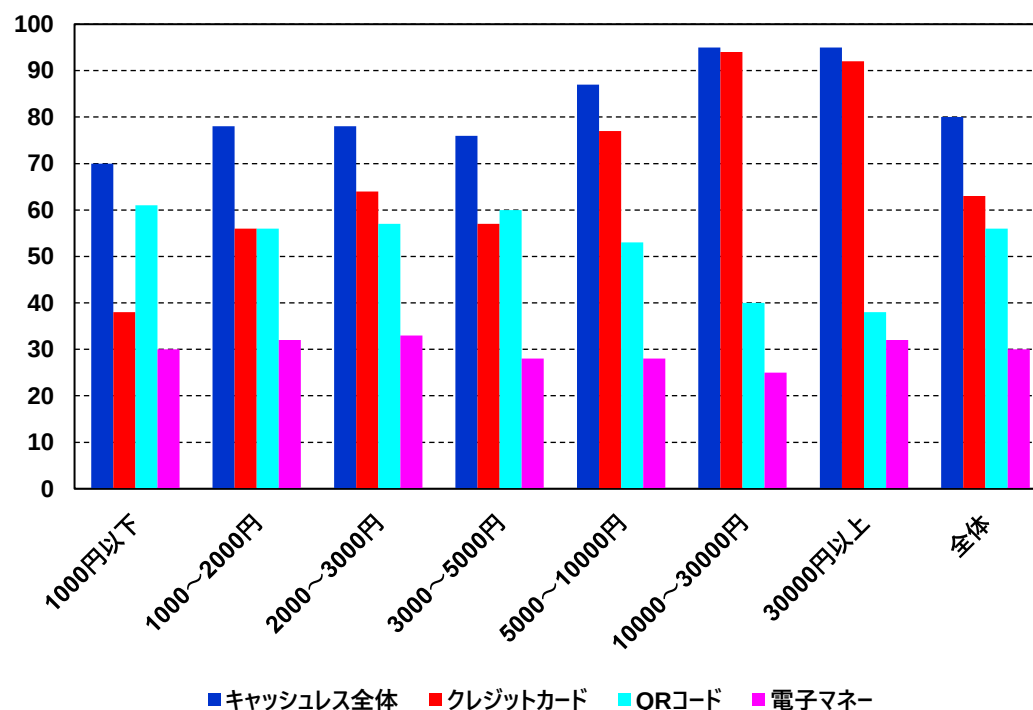


■ 経産省が中小店舗を対象に実施した調査（2021年11月時点）によれば、調査対象の約80%が何らかのデジタル支払・決済手段に対応していた。ただし、平均決済単価によって導入率にはばらつきもみられた。

手段別の受入れ率



平均決済単価別の受入れ率 (%)



< 参考 > （報告書の資料編 3-2）

資料：経済産業省「キャッシュレスの将来像」、「キャッシュレス決済の
中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」

- 同じ調査の結果によれば、店舗の多くは、売上の増加期待と並んで、機会損失の回避や顧客の要望といった利用者側の要因を主たる受入れ理由に挙げた。もっとも、経産省が実施した別の調査の結果によれば、実際には「レジの時間短縮」や「現金管理の負担軽減」の効果の大きさを挙げる回答が多かった。

受入れの理由

業種	導入率	理由第1位	理由第2位	理由第3位	理由第4位	理由第5位
飲食	82%	売上期待 (37%)	機会損失回避 (32%)	顧客開拓 (24%)	顧客の要望 (21%)	レジ時間短縮 (16%)
生活関連	72%	機会損失回避 (34%)	売上期待 (25%)	低廉手数料 (25%)	顧客の要望 (21%)	業者の要請 (21%)
小売	85%	機会損失回避 (47%)	売上期待 (41%)	顧客開拓 (27%)	単価上昇 (23%)	政策対応 (17%)
娯楽	80%	現金コスト削減 (24%)	機会損失回避 (22%)	売上期待 (22%)	顧客の要望 (20%)	衛生面 (17%)
宿泊	84%	機会損失回避 (46%)	売上期待 (37%)	インバウンド対応 (24%)	レジ時間短縮 (24%)	単価上昇 (20%)

受入後の効果

売上増加	1～3%程度 (24%)	4～6%程度 (36%)	7～9% (17%)	10%程度 (15%)	15%程度 (6%)	20%以上 (3%)
客数増加	1～3%程度 (33%)	4～6%程度 (37%)	7～9% (11%)	10%程度 (10%)	15%程度 (7%)	20%以上 (3%)
レジ待ち短縮	10%程度 (42%)	20%程度 (27%)	30%程度 (22%)	40%程度 (4%)	50%程度 (5%)	50%以上 (1%)
現金管理軽減	10%程度 (33%)	20%程度 (23%)	30%程度 (22%)	40%程度 (5%)	50%程度 (10%)	50%以上 (6%)

政府・地方公共団体の視点

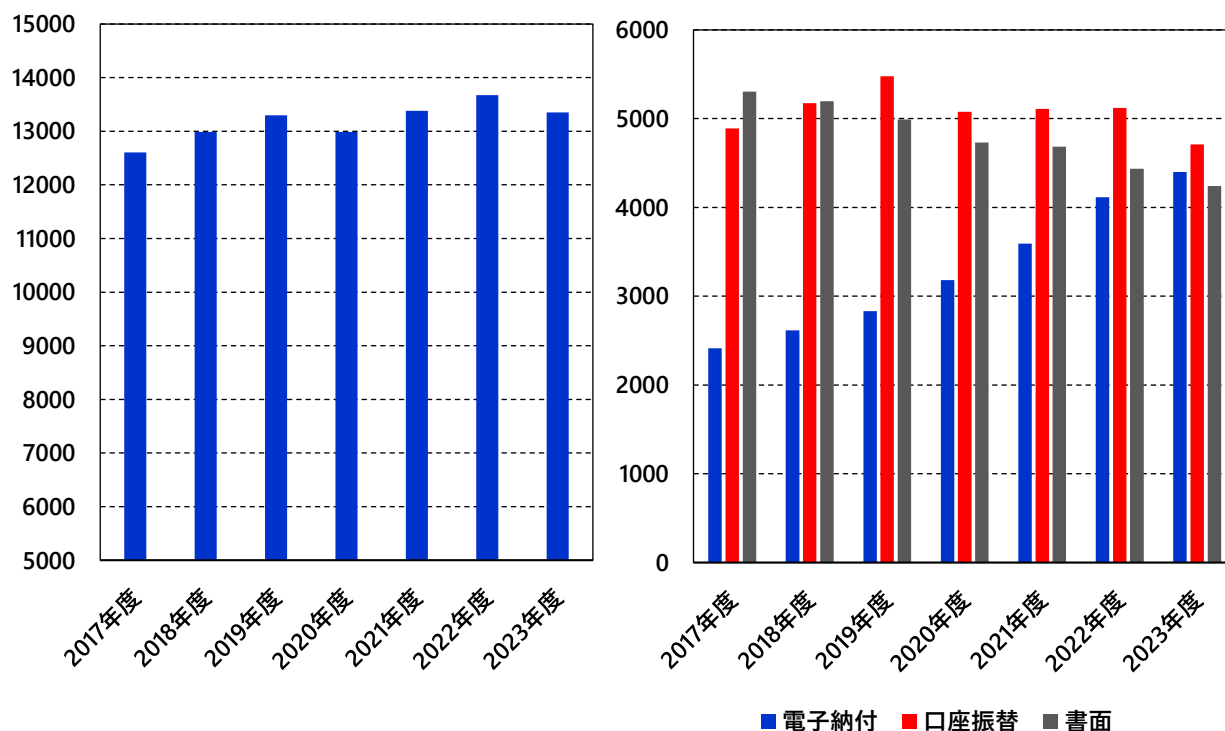
- ・政府や地方公共団体による公金の受払のデジタル化はこの数年で進捗。
- ・国庫金受入の面で、関係当局や金融機関の対応と利用者の指向によってデジタル化が進展。もっとも、窓口納付を指向する利用者が残存しているほか、災害時等に対象を絞った機動的な支出には支障が残る。
- ・地方公共団体による公金受払のうち、支払はキャッシュレス化されているが、情報の流れに書面が残存。公金受入では、第三者委託制度もあって多様なキャッシュレス手段が利用可能。もっとも、税項目や地域によって利用率が異なり、メリットが十分発揮できていない可能性。
- ・公金の受払には取引情報の利活用を発揮する余地が存在。例えば、eLTAXが利用者、指定金融機関、地方公共団体に情報の処理効率化のメリットを実現。納税や年金受給のような機密管理を要する情報の利活用では、政府や地方公共団が主たる役割を担うことが適切。
- ・資金の流れでは民間金融機関や決済事業者が役割を果たしており、その合理性は今後も維持されうる。もっとも、指定金融機関は委任事務に適切な対価を獲得できていない可能性や、小規模の地方公共団体がキャッシュレスニーズに十分対応できていない可能性は課題。

< 参考 > （報告書の資料編 4-4）

資料：日本銀行「国庫金事務デジタル化の状況について」

- 日銀の統計によると、国庫金の受入件数は近年では概ね横ばいで推移している。また、支払に比べて、件数の規模は半分以下となっている。
- 支払情報の処理方式別にみると、電子納付が顕著に増加してきたことが目立つ。これに対して、書面処理が減少を続けている一方、口座振替は概ね横ばいで推移している。この結果、2023年度には各方式のシェアが概ね1/3ずつになったが、依然として書面処理の多さが注目される。

国庫金の受入件数（万件）
（左：合計、右：方式別）



各受入方式の定義

1. 電子納付

・利用者によるインターネットバンキング等による預金引落し、電子納付に対応したATMからの払込み、マルチペイメントネットワーク（MPN）を通じた払込み（銀行等の窓口での支払または預金引落し）による納付の合計

2. 口座振替

・利用者が予め官庁、銀行等と締結した契約に基づく、指定した預金口座の引落しによる納付

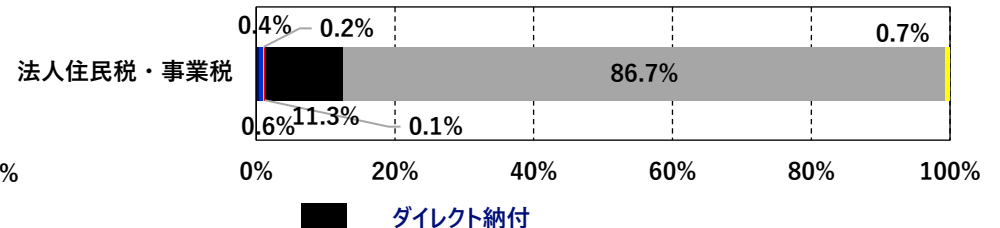
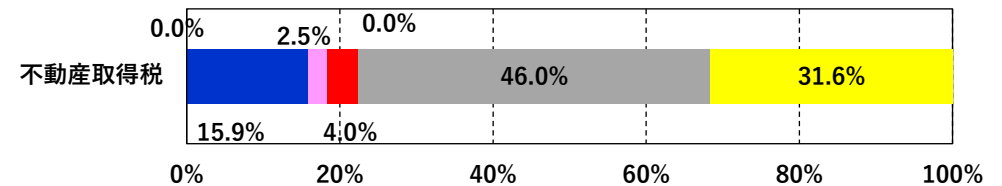
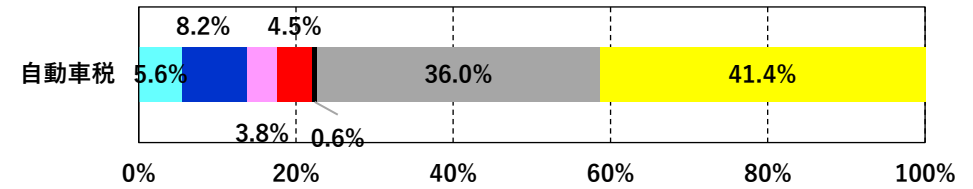
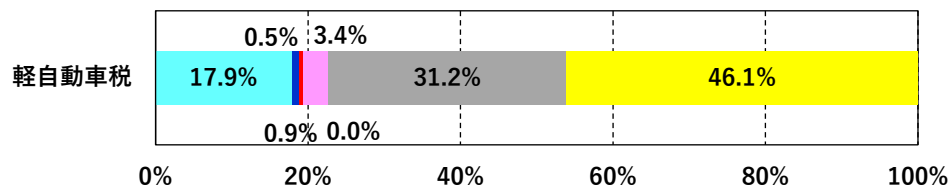
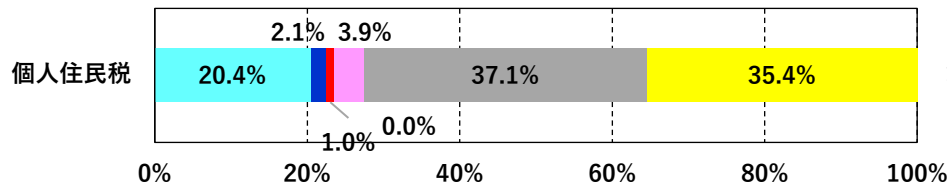
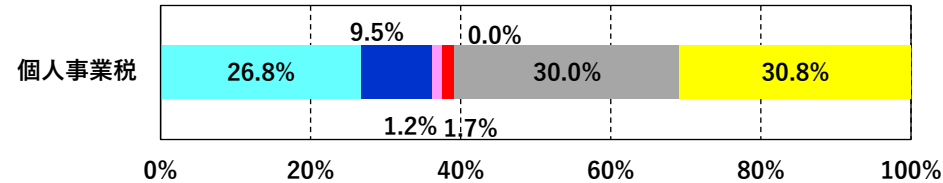
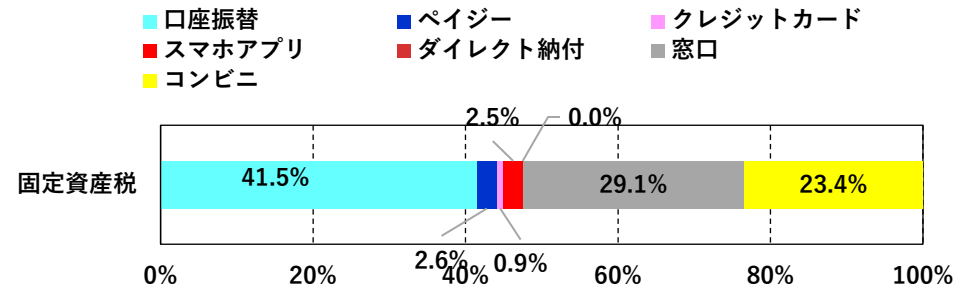
3. 書面処理

・利用者による銀行等の窓口での支払による納付

< 参考 > （報告書の資料編 4-10）

資料：総務省「地方税の収納・徴税対策にかかる調査」

- 総務省が2022年度（eI-QRの導入前）に実施した調査によれば、主要な税項目別にキャッシュレス納付の手段が大きく異なっていた。例えば、固定資産税や個人事業税で口座振替が利用され、自動車税や軽自動車税ではコンビニ払い、不動産取得税や個人事業税でペイジーの利用が比較的多かった。



ノンバンクの 視点

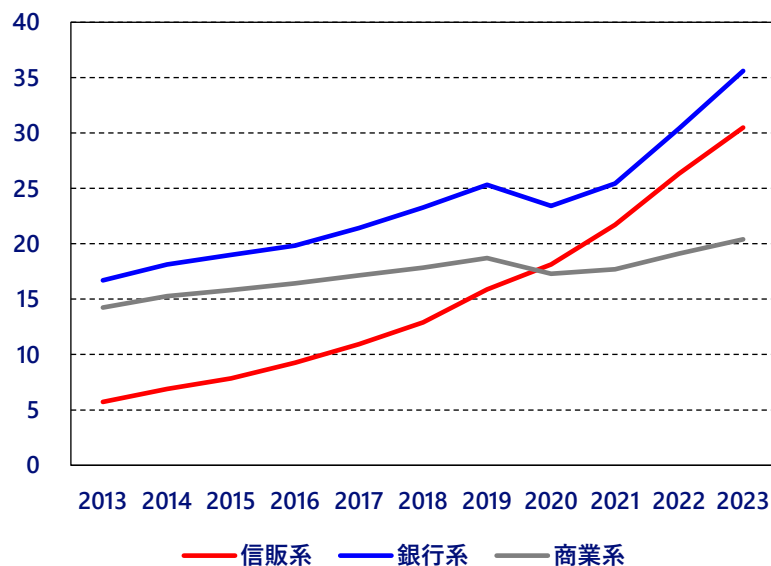
- ・ノンバンクは「信販系」のクレジットカード発行者として主要な位置を占める。
- ・「信販系」のクレジットカードは発行枚数に比べて利用金額が大きく、消費者金融業務による収益が相対的に大きい。近年では、知名度の高かったブランドの消滅、ないし「銀行系」としてのリブランドの動きも顕著。
- ・加盟店契約会社（アクワイアラー）や決済代行会社が加盟店の開拓や管理、発行者と店舗との資金や情報の流れにおいて重要な役割を発揮。加えて、信用情報機関も、個人の信用情報の収集や提供を通じて、与信管理の効率化に貢献。
- ・クレジットカードにとってインフラが必要である一方、収益を多様な主体が分け合っていることが、支払・決済だけでは十分な利益を得ることが困難との理解に繋がっている可能性。
- ・こうした課題が市場メカニズムで解決されるかどうかは不透明だが、インフラはデジタル通貨が将来導入された場合にも有用。

< 参考 > （報告書の資料編 5-1）

資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」

- クレジットカードの発行者のうち、信販系は割賦販売業者や消費者金融業者に起源を有する先が多い。商業系は流通系（百貨店、スーパー、家電量販店、DIYショップ等）とその他の業態（交通機関等）からなる。
- 利用額では銀行系と信販系が大きく、特に後者の伸びが大きい一方、商業系には停滞感がみられる。また、発行枚数では銀行系と流通系が拮抗している一方、発行社数では銀行系が圧倒的に多い。

クレジットカードの利用金額（業態別・兆円）



業態別の業務状況

業態	発行社数	発行枚数
銀行系	102	5487万枚
信販系	16	2873万枚
商業系	16	5689万枚

ビジネスモデルの特徴

	銀行系	信販系	商業系
顧客還元	・カード使用全般に対して、ポイント等を還元	・カード使用全般に対して、ポイント等を還元 ・自社サイトでの財やサービスの購入に対してポイント等を優遇	・自社の財・サービスの購入に対して、ポイント等を還元 ・自社の財・サービスの利用の優遇
利用料	・一般的に有料	・無料が多い	・無料が多い
決済手数料	・発行者（Issuer）のルールに準じる	・発行者（Issuer）のルールに準じる	・発行者（Issuer）のルールに準じる
収益	・銀行サービス全体のシナジーに依存	・消費者金融業務に相対的に依存	・自社の財・サービスの販売促進に依存
情報の利活用	・収集と分析のための仕組みが必要	・自社サイトで利用される場合には技術的に可能 ・収集と分析のための仕組みが必要	・自社の店舗等で利用される場合には技術的に可能 ・収集と分析のための仕組みが必要

事業法人 (含むプラット フォーマー) の視点

- ・消費者関連のコアビジネスを有する企業と、web検索サービスに起源をもつ企業の二つに分類可能。双方とも、規模の経済性やネットワーク外部性の実現を視野に入れている点で「プラットフォーム」としての特性を共有。
- ・前者は、顧客の囲込みないし経済圏の構築が意義。販売情報や顧客情報を利活用しやすい点や、残高方式では「使いすぎへの不安」に対応可能。一方、他社での利用を進める場合、加盟店管理会社（アクワイアラ）等に依存せざるを得ず、収入の内部化が課題。
- ・後者は、支払サービスの収益に基づくビジネスモデルが特徴。初期投資を通じた規模の経済性やネットワーク外部性、手数料等のグループ内での内部化が存在。今後は、与信機能との連携や、手数料等の引上げによる投資コスト回収も含め、持続性あるビジネスモデルへ移行するとの見方も存在。
- ・多様な発行者が多様な手段を提供し、金銭的メリットの水準が同質化している現状は持続可能でなく、競争を通じて業種やビジネスモデルの集約化が進むことは健全。
- ・発行者ないし手段の集約化が進む場合、インフラ機能－加盟店の拡大や管理、資金や情報の効率的な集約や移動、信用情報の収集と分析結果の提供、不正利用防止を含むセキュリティ管理－を誰がどうに担うかも課題。そうした機能には、規模や範囲の経済性が存在する一方、イノベーションの活用も有用。

< 参考 > （報告書の資料編 6-2）

資料：資金決済業協会「発行事業実態統計」

- 事業者による電子マネーでもポイント等の還元が行われている。ただし、全体としてみればプレミアム率は必ずしも高くなく、ディスカウントとなっているケースも少なくないと思われる。
- 利用者は、ICカードの場合には現金によるチャージのウェイトが大きい一方、サーバー型では銀行口座やクレジットカードのシェアも大きく、特にオンライン型でそうした傾向が強い。

媒体別のプレミアム率（複数回答）

	ICカード	サーバー型 (リアル店舗)	サーバー型 (オンライン)
10%以上	7%	8%	11%
5%以上	10%	21%	7%
0%以上	9%	74%	32%
▲5%以上	0%	1%	3%
▲10%以上	0%	16%	12%
▲10%未満	9%	12%	6%

購入方法（複数回答）

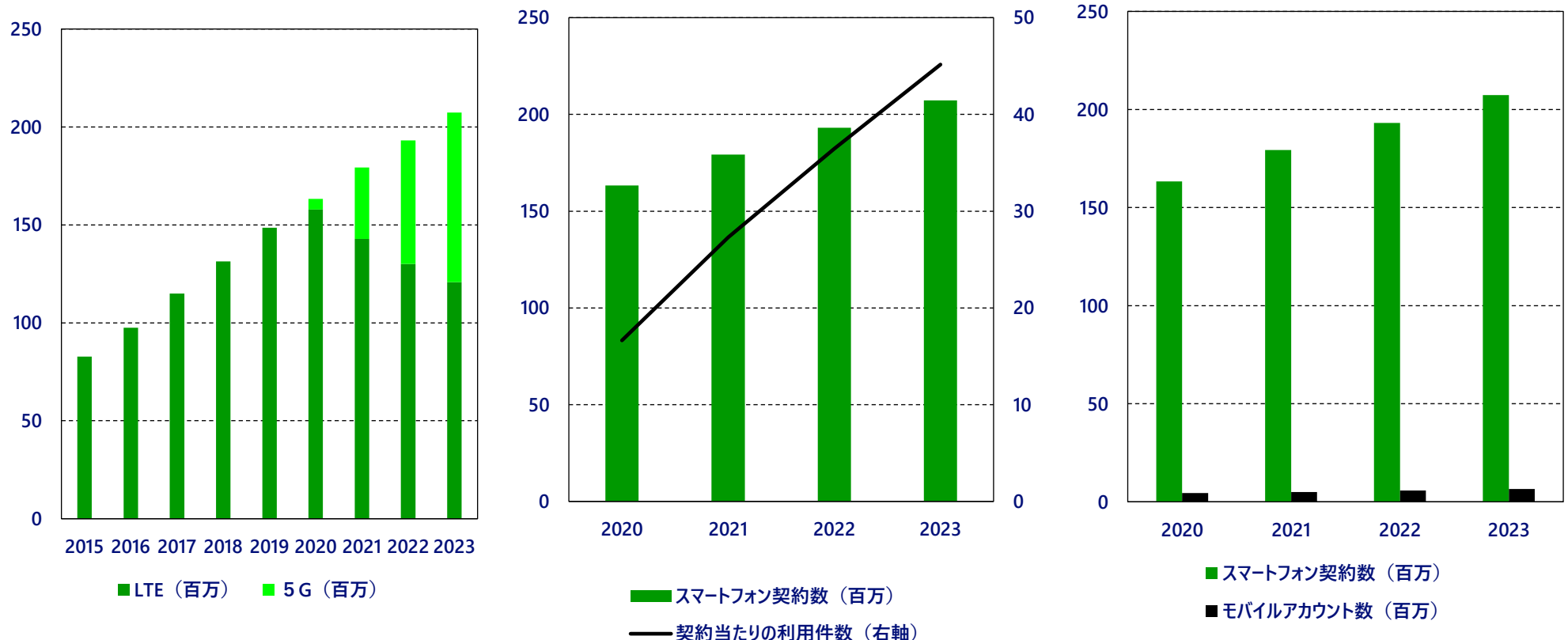
	ICカード	サーバー型 (リアル店舗)	サーバー型 (オンライン)
現金 (含むATM)	57	183	54
銀行口座 振り込み	6	37	40
銀行口座 引落とし	5	23	16
デビットカード	3	13	12
クレジットカード (都度)	16	46	50
クレジットカード (引落とし)	14	18	24
収納代行	0	14	42
ポイント交換	15	18	16

< 参考 > （報告書の資料編 2-3）

資料：総務省「電気通信サービスの契約数」、日本銀行「決済統計」、
キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

- スマートフォン契約の代理変数としてLTE回線と5G回線の合計をみると、件数は着実に増加しており、昨年末で2億件を超えている。
- コード決済については、既に複数のアプリが活用されている姿が窺われるほか、1契約当たりの利用件数も着実に増加している。これに対し、電子マネーについては、スマートフォン契約数と比べてモバイルアカウントの数が低位であり、依然としてカード媒体が指向されている姿が窺われる。

< 左：携帯電話契約件数、中央：コード決済の利用数：右：電子マネーの契約数 >



銀行の視点 (その1)

- ・預金振替を通じた支払・決済機能を提供するほか、他業態のキャッシュレス手段に対する決済サービスを提供。さらに、銀行代理等を通じて、プラットフォーマー等による支払サービスを支援。

- ・「国民皆預金」の下で、銀行は、規模の経済性やネットワーク外部性の実現が可能。規制緩和によって多様なサービスを展開しうるとしても、プラットフォーマーとの間での競争条件の相違もあり、利便性に関するアピールが難しいとの見方が存在。

- ・銀行にアドバンテージがありうる領域として、リテールのクロスボーダー支払・決済サービスが存在。インバウンド旅行者の拡大だけでなく、海外企業による対日投資や海外からの労働者の回復等を考えると一定のニーズが存在。

- ・銀行は利用者情報や個人情報を利用しにくいとの指摘も散見。個人でも複数の銀行に預金口座を有していることや、他業態のキャッシュレス手段の支払では決済尻しか把握できないこと、キャッシュレス手段の利用に伴う情報処理をインフラが担っていることなどが理由。

- ・銀行グループとして多様な金融サービスによる「総合採算」が確保できれば良いとの考え方がある一方、銀行も多様な消費者サービスを展開することでプラットフォーマーに近いビジネスモデルに移行すべきという考え方も存在。

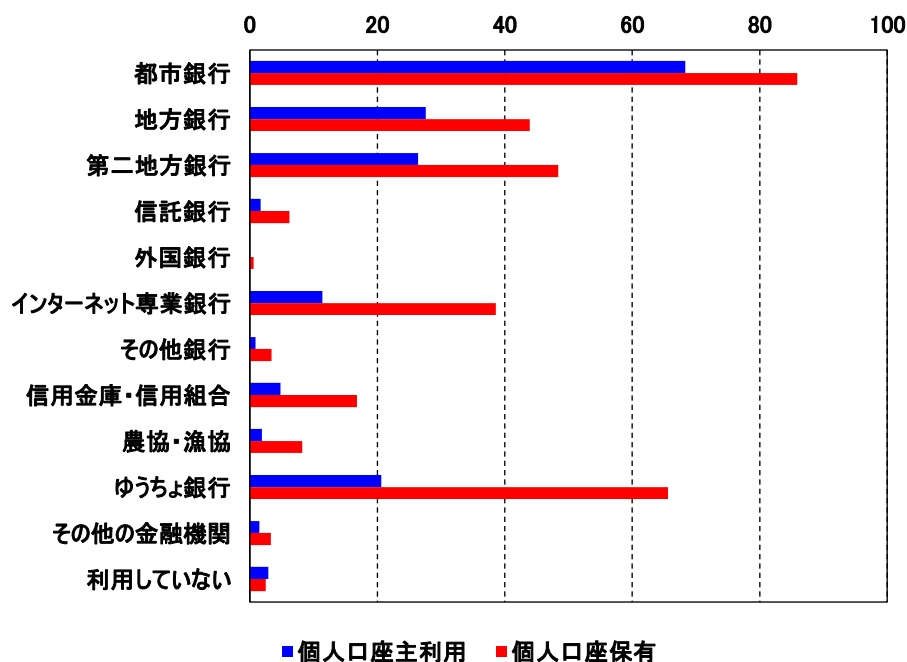
- ・将来にデジタル通貨が導入された場合も含めて、インフラ機能－信用情報の照会、信用情報の収集と分析やその結果の提供、他金融機関間でのATMの入出金に係る決済情報の連携－を誰がどう担うかも大きな課題。

< 参考 > （報告書の資料編 7-2）

資料：全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート」

- 全銀協が実施したアンケート調査（回答数3400）によると、約86%の個人が銀行に預金口座を有し、その他の業態を含めるとほぼ全員が金融機関口座を有している。業態別には都市銀行やゆうちょ銀行が多いほか、地方銀行や第二地方銀行にインターネット専業銀行が迫る状況になっている。預金口座の利用目的としては、普通預金や定期預金を通じた貯蓄が主体である一方、支払・決済に関しては、都市銀行や地方銀行、第二地方銀行のシェアが高い。ただし、現金の受払目的では業態間の違いが小さい。

口座を持つ金融機関と
最も利用する金融機関



預金口座の利用目的（抜粋）

	普通預金	定期預金	住宅借入	ローン借入	給与等受取	預金引落し	現金受払
都市銀行	95.2	18.4	4.0	5.5	29.4	27.7	38.6
地方銀行	94.5	24.5	6.3	4.5	29.4	28.0	38.5
第二地方銀行	88.1	30.0	3.3	4.3	24.8	25.7	38.1
インターネット銀行	87.0	21.3	2.4	2.8	8.2	15.7	34.0
その他銀行	76.3	34.2	3.5	5.2	11.4	11.4	31.6
ゆうちょ銀行	92.9	20.7	0.3	0.5	13.7	14.8	30.9

- 預金振込サービスの提供は、銀行法上の業務（為替取引）に該当するとされ、預金の受入れや資金の貸付けとともに、いわば本業として位置づけられている。ただし、為替取引の定義は銀行法や資金決済法には規定されておらず、顧客の依頼により現金の直接輸送以外の仕組みを利用して資金を移動すること、とされている。
- 資金移動業者も資金決済法により為替取引を行うことができる。現在は、資金移動業は資金移動業は以下3つのカテゴリーに即して規制を受けており、第1種のみが認可制（内閣府<金融庁>）となっている。なお、資金移動業の参入促進等の観点から、2025年に同法の改正が見込まれている。

為替取引の比較

	銀行	資金移動業者
根拠法	銀行法（第10条） （罰則規定は第4条）	資金決済法（第38条）
開始条件	内閣府（金融庁）の免許	内閣府（金融庁）の登録（第1種資金移動業は業務実施計画の認可）
監督	銀行法等による規制と監督	資金決済法に基づく規制と監督
利用金額	法律上の制限は存在しない	（右表参照）
決済方法	預金を利用	銀行預金を利用

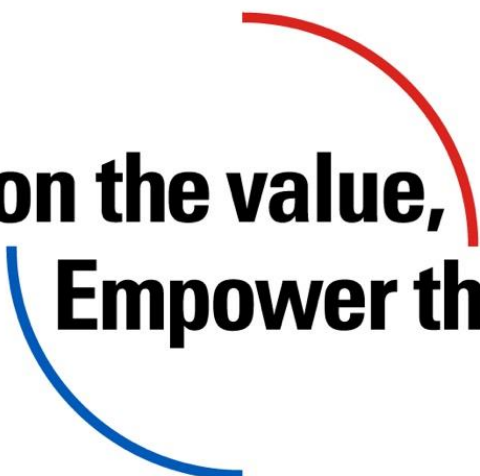
資金移動業者への規制

	第一種	第二種	第三種
参入規制	内閣府（金融庁）への登録	内閣府（金融庁）への登録	内閣府（金融庁）の認可
送金上限	1件5万円以下	1件100万円以下	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可（受入上限額5万円以下）	滞留可（受入額100万円超の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制整備）	原則滞留不可（送金額、送金日、送金先が明確な場合のみ、直ちに送金）
利用者資金の保全方法	・供託・保証・信託で全額保護（預金管理も可） ・週1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	・供託・保証・信託で全額保護 ・週1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	・供託・保証・信託で全額保護 ・営業日ごとに必要額を算定し、2営業日以内に保全
その他	第三者による不正使用が行われた場合の損失補填方針を情報提供		

暫定的結論（銀行の視点＜その2＞）

銀行の視点 （その2）

- ・日本のステーブルコインは安全性の高い仕組みとなっているが、リテールでは前払式支払手段の枠組みによる高額決済や地域通貨での利用などに限定。また、低金利環境の下で裏付け資産の運用益が十分見込めない点などから、現時点で検討段階にあるものが多い。
- ・金利環境の変化や規制緩和、暗号資産取引における決済ニーズといった前向きな要素も見込まれるが、裏付け資産の規制に関しては、厳格な規制の下にある銀行との平仄が課題。
- ・預金のトークン化は、支払・決済における政府と民間との役割分担や民間銀行と中央銀行の二層構造を維持可能。銀行規制や預金保険等の活用によって決済の安全性を担保しつつ、スマートコントラクト等のデジタル技術によって資金と情報の流れや利活用を効率化しうる。
- ・日本でも、地域通貨やサプライチェーン等で実証が進められているほか、国際機関の取組みのように、クロスボーダー決済においてトークン化預金とホールセールCBDCのシステムをリンクさせることも展望。トークン化預金の発展には、デジタル×分散という新たな資産に即した法制面の整備も重要。



**Envision the value,
Empower the change**